

午前10時10分 開会

◎開会の宣告

○西沢可祝議長 ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。  
ただいまから令和3年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○西沢可祝議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○西沢可祝議長 先般、越谷市選出組合議会議員、福田晃議員、山田大助議員、服部正一議員、松島孝夫議員、守屋亨議員、野口佳司議員の辞職に伴う改選の結果報告が6月1日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

山田裕子議員でございます。

宮川雅之議員でございます。

島田玲子議員でございます。

武藤智議員でございます。

守屋亨議員でございます。

野口佳司議員でございます。

次に、松伏町選出組合議会議員、鈴木勉議員の失職に伴う改選の結果報告が6月4日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

佐藤永子議員でございます。

◎議席の指定

○西沢可祝議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。  
議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

山田裕子議員 1 番、宮川雅之議員 2 番、島田玲子議員 7 番、武藤智議員 13 番、佐藤永子議員 16 番、守屋亨議員 19 番、野口佳司議員 20 番。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

### ◎理事就任挨拶

○西沢可祝議長 次に、去る 5 月 16 日の松伏町長選挙において、鈴木勝町長が当選され、引き続き当組合の理事に 6 月 2 日付で就任されました。

この際、鈴木勝理事よりご挨拶をお願いいたします。

○鈴木 勝理事 おはようございます。

5 月 16 日の町長選挙において 2 期目を務めさせていただくこととなりました。

5 市 1 町の環境問題で特にごみ削減というところに視点を置いて、皆さんと共に努力してまいりたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、閉会中の 6 月 1 日において、議会運営委員に野口佳司議員、総務常任委員に山田裕子議員、島田玲子議員、ごみ処理常任委員に武藤智議員、守屋亨議員、し尿処理常任委員に宮川雅之議員、野口佳司議員を選任いたしました。

また、閉会中の 6 月 4 日において、議会運営委員に佐藤永子議員、総務常任委員に佐藤永子議員を選任いたしました。

次に、本日開催の議会運営委員会において、野口佳司委員が委員長に、佐藤永子委員が副委員長に選出されております。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第 1

号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎会議録署名議員の指名

○西沢可祝議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

13番 武藤 智 議員

14番 佐藤 裕之 議員

15番 大泉 日出男 議員

を指名いたします。

### ◎会期の決定

○西沢可祝議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、ありませんでした。

一般質問につきましては、1名の議員から通告がありました。

今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をさせていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための出入口の開放、議員及び傍聴者のマスク着用と手指の消毒、傍聴席を16席から半減することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○西沢可祝議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

ここで、総務常任委員会の開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時29分 再開

#### ◎開議の宣告

○西沢可祝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました、総務常任委員会における副委員長の互選結果を報告いたします。

総務常任副委員長に島田玲子委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎組合行政に対する一般質問

○西沢可祝議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長より発言の許可がありましたので、通告に従い、通告事項3点について一般質問を行います。

質問事項1は、「ゼロカーボンシティ」共同宣言と組合との関係について。

4月26日、埼玉県東南部の5市1町で「ゼロカーボンシティ」共同宣言が行われました。今後、この宣言の実効性が注目される場所ですが、組合への影響はどのようなのでしょうか。

次に、質問事項2、プラスチック資源循環促進法の成立後の取り組みについて。

ご承知のように、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が、6月4日、参議院本会議で可決いたしました。施行は来年度中というふうになっております。

これは、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じるものようで、具体的にはメーカー等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、この指針に適合した製品であることを認定する制度を新設する、あるいは小売業者や飲食店などには使い捨てのスプーンやストローなど、プラスチック製品の提供の削減を求める、さらに、市町村に関係するところでは、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品を市町村が分別収集、再商品化する仕組みなどを設けるというふうになっております。

そこで、プラスチック資源循環促進法の成立後の取組として2点お聞きします。

①として、再資源化計画の策定、時期と内容について。

②として、今後の課題を伺います。

次に、質問事項3ですが、組合の押印廃止ガイドライン。

①として、現段階で押印を必要とする規定はどのくらいありますか。

今回の冒頭の説明の中で、押印廃止の委員会からの条例が出るようですが、組合としての押印廃止ガイドラインについて伺いたいと思います。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、「ゼロカーボンシティ」共同宣言と組合との関係についてのお尋ねでございますが、構成市町では「ゼロカーボンシティ」の共同宣言を行うとともに、埼玉県東南部地域ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた活動を行うと伺っております。

組合といたしましては、これまでも環境マネジメントシステムを構築し、施設から排出される二酸化炭素の排出削減に努めているほか、ごみの減量・分別などの意識啓発においては、広報紙の発行や「環境と情報のつどい（リユースまつり）」、3Rポスター展の開催などを実施しており、今後、当推進協議会の取組内容や活動内容等に協力していきながら環境啓発活動や二酸化炭素排出量の低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プラスチック資源循環促進法の成立後の取り組みとなる再資源化計画の策定についてのお尋ねでございますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成に向け、国と地方が一体となって取り組むべき課題と考えております。これを踏まえ、構成市町では、プラスチックごみの分別収集に当たって、分別の基準の策定などに努めることとなっており、策定により管内でのプラスチックごみの削減が促進され、ごみ搬入量の減少も期待できることから、組合といたしましても構成市町と連携しながら調査研究してまいります。

次に、今後の課題についてのお尋ねでございますが、埼玉県資源循環推進課によりますと、プラスチックごみの排出量や性質、状態が把握できていないこと、プラスチックごみの種類をどのように分別していくのか、分別に対しての住民への周知・説明をどのようにしていくかなどが課題であると伺っております。組合といたしましても、プラスチックに係る資源循環の促進等につきましては、国の動向や技術革新の状況などを注視しつつ、事務連絡協議会を通じて構成市町と連携してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、組合の押印廃止ガイドラインについての現段階における押印を必要とする規定についてのお尋ねでございますが、当組合におきましては、申請者等の負担軽減と事務効率を向上させるため、国のガイドライン等に従い押印を求める手続の見直しを図っております。これまでに押印を必要とする規定がある31規程のうち、一部押印を必要とする規定を存続させた2規程を含む29規程102カ所の改正を行っており、いずれも押印を必要としない規定と

しております。現段階で押印を必要とする規定は契約規則など4規程の8カ所で、法令上押印が求められている手続のほか、国のガイドライン等に従い、当該手続等の趣旨を踏まえた上で押印が必要と判断したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 それでは再質問させていただきます。

まず、第1の質問事項ですが、今まで組合として広報活動とかごみを減らすための、何といたんでしょうか、広報とかそういう催しをしたりとかやっていたらっしゃるわけですが、今後、さらに組合として何か考えているようなことがありましたらお聞かせください。

それから、2番目のプラスチック資源促進法のほうなんですけど、3月議会のときに、まだこの法律が成立していなかったんですが、成立するだろうという見込みの下に質問をさせていただいていますが、そのときに再資源化についてはプラスチックごみの削減を促進することを期待できるから、組合としては構成市町と連携しながら調査研究していくというような答弁だったわけですが、来年度に施行ということで、施行まで1年を切っているわけですね。大体いつ頃までにこの基準をつくるとか、分別の基準をつくるとか、先ほどの答弁では統一した基準をつくるということなんですけど、いつ頃までにつくる予定なのか伺いたいと思います。

質問事項の3番目は、国のガイドラインに従って31から29減らしたと、29廃止したということですね。残りの押印を必要とするその書類というのは、どんなものがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまの再質問にお答えいたします。

このプラスチック分別の関係につきましては、市町村の事務となっておりますので、当組合は処理・処分が中心でございます。しかし、同じ素材を扱っているわけでございますので、これは各市町、5市1町で連携を持ちながら、当組合としても真剣に関係する課題であるということの趣旨は十分理解しておりますので、5市1町の担当者と十分詰めながら取り組み

を進めていきたいと思っております。

2問目のご質問につきましては、こちら当組合は処理・処分でございますので、それもやはり計画をつくるに当たっては、5市1町の取組計画は5市1町でつくることになっておると思っておりますので、それをどうやってこの当組合が受け止めて減量に協力していくかということで、その計画については私どもが今いつやるということにはなり得ませんので、5市1町の取り組みの状況をぜひ見守っていただきたいと思っております。

3点目につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

啓発活動につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの矢澤議員さんの再質問につきまして答弁を申し上げます。

まず、今後のさらなる啓発活動でございますが、広報紙のさらなる配架場所等を検討いたしまして、広報紙の配布の増加に努めてまいりたいと思っております。また、ホームページでも今年度から全ての工場の見学ができるように、新たな工場見学のシステムを公開しておりますので、そういったものを活用しながらさらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3問目の組合の押印廃止ガイドラインについての再質問でございますが、押印を必要とする規定は契約規則、建設工事共同企業体取扱要綱、公金取扱金融機関に関する規則、職員公務災害等見舞金支給条例施行規則の4規程、8カ所でございます。

契約規則及び建設工事共同企業体取扱要綱では、入札書や協定書などの様式を含む契約手続について規定しております。契約手続に用いる契約書には、地方自治法第234条第5項により記名押印が義務づけられていることを踏まえ、契約に基づく入札書や協定書についても債務を履行する担保として厳格に取り扱うこととするため押印を継続することとしております。

公金取扱金融機関に関する規則では、証券により公金を収納する場合の手続に押印の規定がありますが、指定金融機関が行う事務に関する規定であるため押印を継続することとしております。

職員公務災害等見舞金支給条例施行規則では、死亡見舞金の受取人が複数いる場合に代表者から選任届を提出することとしておりますが、代表者の厳格な本人確認が必要であることから、押印に加えて印鑑証明書の提出を求めることとしたため押印を継続することとしておりま

す。

説明は以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 ちょっと質問事項1のほうですが、広報の配架場所、ブースですね、配架場所を増やすとか、いろいろ今お答えいただいたんですが、そのリユースの広報紙を作成するときに、ごみをこれだけ減らすとこれだけお金が何というんでしょう、削減されるという大きな見出しで書くことによって、やっぱりお金はこうやって減るんだということが管内の人たちに伝わると思うんですよね。だから、やっぱり広報のつくり方をちょっと工夫していただけないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

それからプラスチックのほうなんですが、福岡県の大木町というところは、ここは徳島の上勝に次いでゼロウェイストというのを宣言しているところなんですが、その取り組みはプラスチックを集めて、廃プラというシールが貼ってあるのがございますよね、あれはきちんとしたそういうルートで処理するんですが、ハンガーとかいろいろその他の石油からつくったものについては、集めてそれを油に変えるんですね、つまり重油に変えるんです。そして、その重油を市価の8割くらいの値段で、管内のそのいわゆる市内に売ると、その重油を使って例えばビニールハウスの電力とか熱源にしたりとか、そういう工夫をしているところがある、これはエネルギーの地域循環という意味ではすごくいい取り組みじゃないかと思うんですね、見える形で。

その自分たちで出したプラスチックを原料で、そういうふうな地域の中にエネルギーとしてまた戻ってくるということなので、ぜひ、その再資源化計画をつくるときに、そういったものも参考にされてはどうかと思うんですが、その点について伺います。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

リユースの広報については、印刷する前に私も目を通して、削減にできるだけ市民の皆さんに理解が深まるような数字とか何かも工夫するようというところで取り組んでおります。ですから、これからもそういう点でしっかりと取り組みを進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の重油に変えるとかということについては、説明ありましたけれども、これらについてはまず当組合がやるべきことなのかどうかということも、まず考えなくてはいけないんですが、基本は市町が分別をして進めるということが原点になっております。ですから市町で、5市1町の事務連絡協議会等もありまして、担当者が集まって、いろいろ議論する場もありますから、当組合も積極的にこれについては取り組むという基本姿勢はちゃんと持って取り組んでいく決意でございますが、具体的には市町でそれぞれ計画をつくっていただいて、これを当組合が協力するというスタンスになろうかと思えます。

ですから、まだリユース、分別についても事務方からいろいろ聞きますと、分類の仕方、どういう対象物になるのか千差万別であるということで、まだ国のほうでも具体的な提示がないという状況のようでございますので、これは、やはり推移を見守りながら、自治体だけで考えるよりは、国がしっかりと大きな方針を持って自治体がこうすべきだということで範を示してもらえれば、自治体も非常に取り組みやすいんじゃないかなと思ひまして、理事の皆さんにもこの答弁については論議しておりますので、十分ご理解をいただいているというふうに思いますので、ぜひ自治体での取り組みを中心に当組合が力をどういう形で協力できるかということについてよく精査をしながら、お互いに協力し合っごみの減量化に努めていきたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○西沢可祝議長 以上で一般質問を終結いたします。

#### ◎議事日程の追加

○西沢可祝議長 お諮りいたします。

野口佳司議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎委員会提出第1号議案の上程、提案理由の

## 説明

○西沢可祝議長 これより、委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についての件を議題といたします。

提出者、野口佳司議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 議長の許可をいただきましたので、委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について、ご説明を申し上げます。

本議案は、女性をはじめとする多様な人材の組合議会への参画を促進する環境整備を図るため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備するほか、組合議会に対する請願に関わる署名押印の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

なお、本規則は公布の日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○西沢可祝議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

## ◎委員会提出第1号議案の質疑

○西沢可祝議長 委員会提出議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

## ◎委員会提出第1号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 委員会提出議案に対し、討論、採決を行います。

委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

○西沢可祝議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題いたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査

事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

### ◎閉議の宣告

○西沢可祝議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

### ◎管理者挨拶

○西沢可祝議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 6月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜りありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みますと、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、当組合としましては引き続き密を避けるなど、感染症防止対策を行いつつ、安全で安定的な廃棄物処理事業を継続してまいります。

これから暑さも一層厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、一層のご活躍をいただきますようお願いいたしております。

今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### ◎閉会の宣告

○西沢可祝議長 これにて、令和3年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

午前10時59分 閉会